

# 学校いじめ防止基本方針

《大井町立上大井小学校》

令和8年4月

# 大井町立上大井小学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

### (本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、ほかの児童に対して行われるいじめを認識しながら放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行います。

また、家庭や地域、関係機関との連携を大事にし、児童が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう学校を中心としたコミュニティー作りに努めます。そのために、本いじめ防止基本方針を町のホームページにて公表します。

### (いじめの定義)

いじめ防止対策推進法第2条第1項

この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (いじめの禁止)

本校児童は、いじめを行ってははいけません。

### (学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

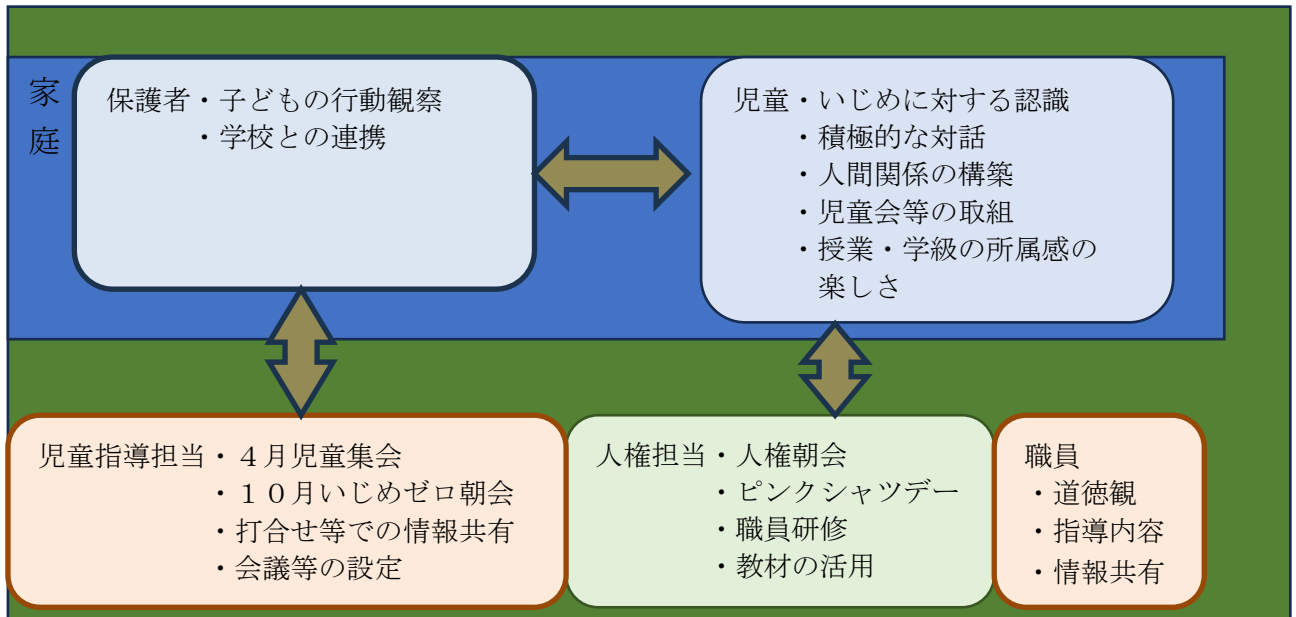
## 2 いじめの防止等に関する内容

### (1) いじめの未然防止のための取り組み

- ・児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。
- ・児童が自主的にいじめの問題について考え議論すること等のいじめの防止に資する児童活動に対する支援を行います。
- ・交流活動や行事等を通して保護者並びに地域住民、その他の関係者との連携を深め、地域で児童を見守る体制づくりに努めます。
- ・いじめは、決して許されないという共通認識に立ち、全職員がいじめの態様や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応します。

- ・児童の少しの変化も見逃さず、見守っていくために、校務の効率化をはかり、児童とかかわる時間を多くするように努めます。

### いじめの未然防止に向けての具体的な取り組み



※年間指導計画については、「心と体の健康グループ年間計画」を参照

### (2) いじめの早期発見のための取り組み

- ・いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を次のとおり実施します。
  - ① いじめについてのアンケート調査 年2回（6月、11月）
    - アンケート調査3か月後にミニアンケート（追跡調査）を実施（9月、2月）
  - ② 教育相談による学級担任による保護者との情報交換 年2回（7月、12月）
  - ③ スクリーニングシートの活用(教職員の気づきが見える化するため)
- ・児童及び保護者がいじめに係る相談が行うことができるよう、次のとおり相談体制の整備を行います。
  - ① スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用
- ・相談・通報のあった事案は、「いじめ防止対策委員会」を通して情報共有に努めます。
  - ①情報共有の手順 学年→児童指導担当→教頭 …など
  - ②情報共有すべき内容 明確化（「いつ・どこで・誰が・何を・どのように」）
- ・いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図ります。

### (3) いじめの早期解決のための取り組み

- ・いじめを見た、またはけんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、その疑いがある行為を見た場合は、すぐにそれをやめさせます。
- ・いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認をします。

- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童等と、いじめを行った児童等及び双方の保護者に対し、確認された事実関係を速やかに伝え、適切な対応が行われるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な支援を行います。（いじめの行為が止んでいる状態が3か月以上続くまで）
- ・いじめを受けた児童が安心して学習するために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、いじめた児童に対し、スタディーサポートを配置して学習を行わせる措置を講じます。
- ・いじめを見ていた児童等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。
- ・はやしたてたり同調したりしている児童に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。
- ・いじめの当事者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じます。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、町教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処します。

#### （４）インターネット上のいじめへの対応

発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、児童及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル教室・研修会等必要な啓発活動を行います。

### 3 「いじめ防止対策委員会（定例会議）」の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を設置し、学期に1回程度開催します。

いじめと疑われる相談・通報があった場合には、会議を緊急開催します。

#### （１）「いじめ防止対策委員会（定例会議）」の構成

校長、教頭、総括教諭、教育相談コーディネーター、児童指導担当、養護教諭

※ 検討事項や事案内容に応じて、依頼可能な第三者（スクールカウンセラー等）の参加を柔軟に検討し、校長が任命します。

#### （２）活動内容

- ・いじめ防止等の取り組み内容の検討  
（基本方針・年間計画作成・実行・検証・修正）
- ・いじめに関する相談・通報への対応
- ・いじめの判断と情報収集
- ・いじめ事案への対応検討・決定
- ・いじめ事案の報告

※ 緊急的な対応が必要だと判断した場合、「いじめ防止対策委員会（緊急会議）」を設置し、いじめの認知、対応方針と役割分担の確認等の対応を検討します。

## 4 重大事態への対処

いじめにより、児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、町教育委員会と協議の上、「いじめ対策委員会」を設置し、迅速に調査に着手します。なお、学校が主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事案の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断するときや、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるようなときは、教育委員会が調査を実施します。

### (1) 「いじめ対策委員会」の構成

・校長、教頭、総括教諭、該当学年教諭、教育相談コーディネーター、児童指導担当、養護教諭、（スクールカウンセラー）

※ 事案内容により構成員については町教育委員会と検討し、校長が任命します。

※ 構成員については、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

### (2) 活動内容

- ・発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- ・調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供・説明
- ・大井町教育委員会への調査結果報告
- ・調査結果の説明について、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出

### (3) 教育委員会が調査主体となる場合

- ・教育委員会では、「大井町いじめ防止対策調査会」において調査を実施します。
- ・本調査会の構成員は、学識経験者、医師、弁護士、児童等の発達、心理等について専門的知識を有する者、福祉等について専門的知識を有する者とします。
- ・学校で発生した重大事態について、町教育委員会が自ら主体となって調査をしても十分な結果を得られないと判断した場合、県教育委員会に必要な協力を要請します。

## 5 その他

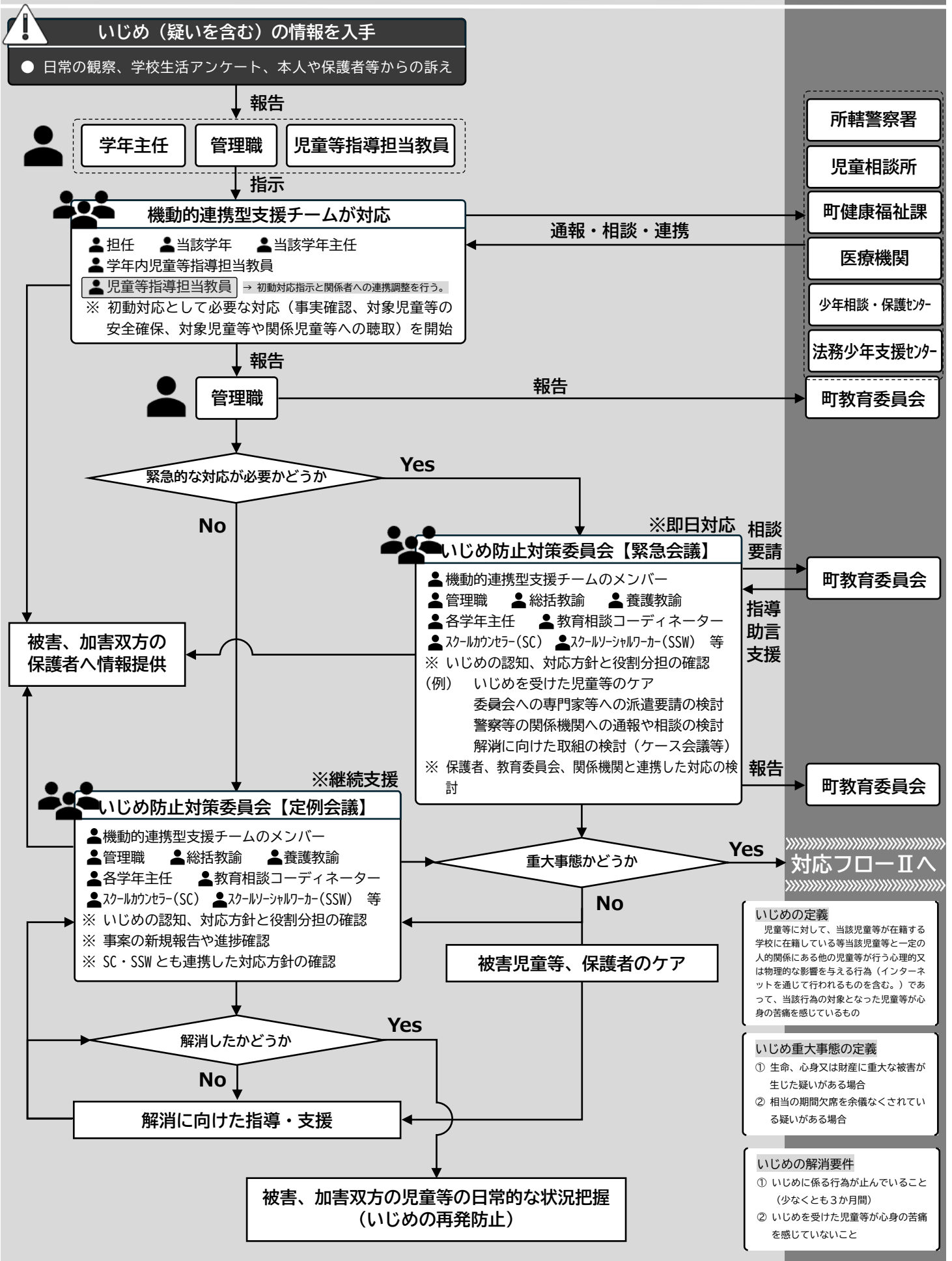
(1) いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価項目に加え、適正に自校の取り組みを評価し、情報提供を進めます。

- ・いじめの早期発見に関する取り組みに関すること
- ・いじめの再発を防止するための取り組みに関すること

(2) 関係資料の保存について、アンケートの質問票や対象及び関係児童等からの回答、アンケートや聴取の結果をまとめた文書等は、指導要録の保存期間を踏まえて5年とします。また、重大事態調査を行った後の調査報告書についても同じく5年とします。

町立小・中学校

関係機関等





## 大井町いじめ防止等のための主な関係機関等一覧

No	関係機関等	いじめ防止等に係る役割	所在地・連絡先
1	民生委員・児童委員 主任児童委員	地域の児童等の見守り、相談、支援活動に取り組む。また、児童福祉関係機関との連絡調整にあたる。	大井町金子 1964-1 TEL : 0465-83-8011 (町健康福祉課)
2	大井町青少年指導員	青少年の健全育成に向けて、諸課題について協議を行ったり、夜間パトロールを行ったりする。	大井町金子 1995 TEL : 0465-83-5409 (町生涯学習課)
3	神奈川県教育委員会教育局 県西教育事務所 指導課	大井町を所管する県教育委員会の機関。いじめ等の生徒指導上の問題に係る連絡や助言を行う。また、町が支援を要請した際は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を派遣する。	小田原市荻窪 350-1 TEL : 0465-32-8000
4	足柄上指導課		開成町吉田島 2489-2 TEL : 0465-83-5111
5	神奈川県警察 少年相談・保護センター 県西方面事務所	神奈川県警察の相談機関として、少年の非行問題やいじめ、犯罪被害等に関する相談を受ける。	小田原市荻窪 350-1 TEL : 0465-32-7358
6	神奈川県警察 松田警察署	足柄上郡 1 市 5 町を管轄する警察署。非行問題や犯罪等につながるおそれのあるいじめ事案が発生した場合には、連携・相談して対応する。	松田町松田庶子 477-1 TEL : 0465-82-0110
7	小田原児童相談所	いじめに関する相談について、情報を共有して取り組む。また、いじめの背景に重篤な虐待の問題が予想される場合には、連携して対応する。	小田原市荻窪 350-1 TEL : 0465-32-8000

